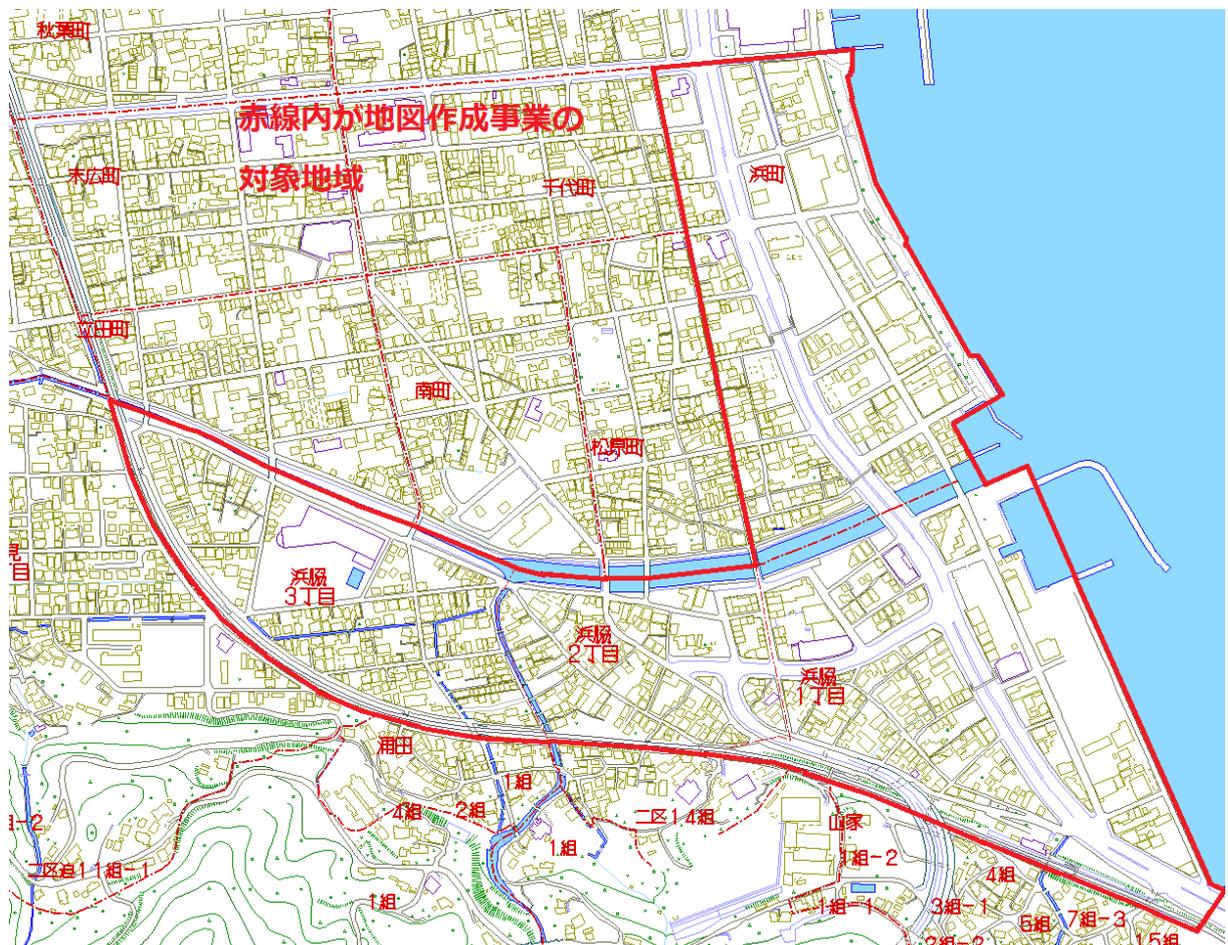


# ★大分地方法務局から地図作成についてのお知らせ★

## 土地所有者及び居住者の皆様へのお願い

大分地方法務局では、下記の別府市浜町地区（別府市浜町の全部及び浜脇一丁目、浜脇二丁目、浜脇三丁目の一部）において、新たに精度の高い登記所備付地図（不動産登記法第14条第1項に定める地図）を作成することになりました。つきましては、地図作成事業を円滑に行うためには、皆様方の御協力をいただく必要がありますので、地図作成の趣旨を御理解の上、御協力をいただきますようお願いいたします。



(ゼンリン電子住宅地図デジタウで作成)

## 所有者説明会

別紙での御案内のとおり、本地図作成事業の全体概要に関する所有者説明会を開催します。同封資料の事業内容等について御確認いただき、特段の疑問等がない場合は説明会に参加いただく必要はありません。

なお、説明会以降に質問等がある場合は、地図作成事業現地事務所までお問合せください。

**事業期間** 令和7年10月から令和9年3月31日までの間

## 地図作成が必要な理由

現在、法務局に備え付けている事業実施地域の地図（公図）は、明治中期に作成されたもので、地図の精度が低く、地図と現地の形状が一致しなかったり、土地の境界（筆界）や面積が正確でないものがあります。

これらのことにより、土地や建物の売買などの不動産取引、あるいは不動産の表示に関する登記申請等に問題が生じるケースもあります。

そこで、大分地方法務局では、これらの問題を解決するために、土地の一筆ごとの筆界を確認し、正確な測量を行った上で精度の高い地図を作成することとしました。

## 地図作成のメリット

- 国家基準点に基づいた測量により作成された地図は、土地の位置及び区画を特定することができるため、筆界に関する争いを未然に防ぐことができます。
- 境界標識が亡失して土地の境界（筆界）が不明になっても、当該地図に基づき復元測量することによって、筆界を特定することが可能になります。
- 登記簿上の地目や面積が一致しない土地については、本調査・測量の結果に基づき、法務局において職権で変更又は更正の登記をします。
- 作成した地図は、法務局において「登記所備付地図」として適正に維持・管理され、同時に各土地の地積測量図も備え付けますので、「地図の写し」及び「地積測量図の写し」の交付請求等が可能になります。

## 皆様へのお願い

- 境界杭や境界標識等は測量の基礎となるものですから、絶対に動かさないでください。
- 事前調査や測量等のために皆様の所有地へ立ち入りますので、あらかじめ御了承ください。

### ※注 意

隣接地との筆界が確認できなかった場合には「筆界未定地」として処理され、確認できなかった筆界は地図に表記されません。

なお、地図作成後に所有者間で筆界を確認する場合には、各所有者の費用負担により、地図訂正等の手続が別途必要となります。

## 立会いについて

土地所有者の皆様には、別途、立会日時を御案内します（立会日は令和8年4月以降を予定）。

## 費用

測量に必要な経費の個人負担はありません。ただし、筆界の確認の際に立ち会っていただくための交通費などの経費は個人負担となります。

なお、筆界が確定した土地の各境界には、国の費用にて管理用の金属標識等を設置することになりますが、コンクリート杭などの永久的な境界標識の設置を希望される場合の費用については、所有者又は隣接所有者同士で御負担いただくことになります。

## お問合せ・連絡先

〒874-0919 大分県別府市石垣東二丁目6番9号石垣小野ビル2階A  
大分地方法務局地図作成事業現地事務所  
電話(0977)76-9331  
(祝日を除く月曜から金曜までの午前9時から午後4時まで)

### 〈上記事務所不在時の連絡先〉

〒870-8513 大分市荷揚町7番5号 大分法務総合庁舎  
大分地方法務局不動産登記部門 地図整備・筆界特定室  
電話(097)532-3342

本事業の概要については、法務省ホームページの下記YouTube動画  
(<https://www.youtube.com/watch?v=xhYSQPvG-fU>)で御視聴いただけます。

※QRコードの大分地方法務局ホームページから  
「登記所備付地図作成作業（法務省ホームページ）」を選択すると、法務局地図作成事業の法務省ホームページが表示されます。



# 現地事務所案内図

名 称	大分地方法務局地図作成事業現地事務所
所 在	〒874-0919 大分県別府市石垣東二丁目6番9号 石垣小野ビル2階A <b>【現地事務所開設時間】</b> 月曜日～金曜日（祝日を除く）午前9時～午後4時
電話番号	0977-76-9331
交通手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JR最寄駅「別府駅」徒歩25分</li> <li>・亀の井バス最寄バス停「南石垣」徒歩3分</li> <li>・高速道路「別府IC」より車で約15分</li> </ul>

## 〈案内図〉



### 地図作成事業現地事務所以外の連絡先

大分市荷揚町7番5号（大分法務総合庁舎）

大分地方法務局 不動産登記部門（地図整備・筆界特定室）

電話 097-532-3342